

微生物によるバイオレメディエーション利用指針 告示



環境省と経済産業省は平成 17 年 3 月 30 日付けで、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」を告示しました。

バイオレメディエーションとは生物の働きを利用して汚染物質を分解・無害化し土壌・地下水などの環境汚染浄化・修復を図る技術です。特に微生物を利用したバイオレメディエーション投入エネルギーが少なく、コストも低く済む可能性があることから環境浄化のための有望技術の 1 つと考えられています。

告示は、微生物によるバイオレメディエーションの中でも注目が高まっているバイオオーグメンテーション(注 1)について、生態系への有害性評価を確立していくために評価手法や管理手法の基本要件の考え方をまとめたものです。

(1)浄化事業の実施にあたって、事業者が事前に「浄化事業計画」や「生態系への影響評価書をまとめること、(2)生態系への影響評価を踏まえた浄化事業計画に従って浄化事業を実施すること、(3)経済産業大臣・環境大臣は、事業者の要請に応じ浄化事業計画が利用指針に適合しているか確認すること--を規定しています。

(注 1)汚染現場に浄化微生物が生息していない場合などに、自然環境から分離した特定の微生物を人工培養し意図的に一定区域に導入する手法。

資料:2005 年 3 月 30 日付 EIC ネット

機器分析箇所 船津 実希

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

